【事業所用】

牧之原市介護保険サービス事業所等における感染症発生時の報告について（牧之原市長寿介護課） 令和4年4月1日制定（令和5年6月1日改訂）

1 目的

介護保険サービス事業所で感染症が発生した場合、事業者は行政機関に報告する必要がある。牧之原市に所在する介護保険サービス事業所での感染症発生時においては、以下のとおり対応する。

【根拠】

・「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年２月22日付け健発第0222002号厚生労働省健康局長外通知）

2 報告が必要な感染症等

※なお、ここでいう「感染症」とは、感染症法に基づき保健所へ届出の必要があるとされている疾病をいう。

（１）同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が１週間以内に２名以上発生した場合

（２）同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が１週間以内に10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

（３）（１）及び（２）に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

3 対応の流れ

連絡先	対応の流れ （※以下、①～⑤の順番に御対応願います。）	内容
保健所	【感染症発生】介護サービス事業所 県中部保健所へ連絡（054-644-9267） ①－１ 報告 → 第1報（発生時） ①－２ 報告 → 第2報以降（指示基準に基づく進捗報告） ①－３ 報告 → 最終報告（指示基準に基づく終息） ①－２ 最終報告（状況によっては第１報後に最終報になる可能性もある。）	①－１ 介護サービス事業所等は、報告要件に当たる感染症の発生を確認した場合、速やかに県中部保健所（054-644-9267）に連絡し、対応方法を決める。 ①－２ 介護サービス事業所等は、保健所の指示基準に基づき、進展があれば保健所に進捗を報告する。なお、状況によっては、第一報後に最終報告となり、途中報告が省かれる場合がある。 ①－３ 保健所が指示基準に基づき「終息」と判断した時点で終息となる。
市（長寿介護課）	牧之原市長寿介護課へ連絡（0548-23-0076もしくは0548-23-0074） ②－１ 報告 → 第1報（発生時） ②－２ 報告 → 第2報以降（指示基準に基づく進捗報告） ②－３ 報告 → 最終報告（指示基準に基づく終息） ②－２ 最終報告（状況によっては第１報後に最終報になる可能性もある。）	②-1 介護サービス事業所は、事業所内の感染状況及び①-1で決めた対応方法について、速やかに市長寿介護課に報告する。 ※電話で一報の上、「社会福祉施設等感染症等発生報告書」（県との共通様式／市ホームページに掲載あり）をメールあるいはFAXにて提出する。 ②-2 介護サービス事業所は、保健所に進捗を報告後、その都度同様の内容を市長寿介護課に電話で報告の上、報告書を提出する。なお、状況によっては、第一報後に最終報告となり、途中報告が省かれる場合がある。 ②－３ 保健所が指示基準に基づき「終息」と判断した際、当該内容を市長寿介護課に電話で報告の上、「最終報告」として報告書を提出する。
メディア	③ 自主公表 → メディア	③ 介護サービス事業所は、報道機関に対して自主公表を行う。
事業所 市内	④ 情報提供 → 市内の介護サービス事業所	④ 介護サービス事業所は、市内の他の事業所に対して感染症の発生情報等を提供する。

※「牧之原市介護保険サービス事業所等」とは、牧之原市内に所在する介護保険サービス事業所、養護老人ホーム、経費老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅及び介護予防拠点施設をいう。

【報告先の連絡情報】

・中部保健所【電話：054-644-9267】

・牧之原市長寿介護課【電話：0548-23-0076又は0548-23-0074／FAX：0548-23-0099／メール：koreisha@city.makinohara.lg.jp】